

3分で自衛隊明記 ～「自衛隊ならいいでしょ？」という皆様へ

弁護士 宮尾 耕 二

国民の反対をおして強行採決された「安保法」。これを使えるようにしたい。そのため、国民をだます。憲法を変えて「違憲」の安保法を「合憲」にする。海外でアメリカと一緒に戦争できるようにする。これが、今話題になっている「9条改憲」のねらいです。

森友・加計・自衛隊日報問題等々の逆風にもかかわらず、安倍首相も自民党も、憲法改正をあきらめていません。彼らも必死です。3月の自民党・党大会では、下記の「有力案」を前提に、本部長一任となりました。今後、この案を軸にして、議論がすすめられてゆくことになるでしょう。

第9条の2

1. 前条の規定（※9条1項・2項）は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。
2. … 略 …
- 3.

ただ、この案が出てきたことにより、「9条改憲」の中身がはっきりしました。これは、皆さんがイメージする「自衛隊」を明記するものではありません。「集団的自衛権を行使する自衛隊」を明記する改憲案なのです。

なぜか？ この有力案では、「自衛隊」の任務が「自衛の措置をとること」とされているからです。それは「自衛権の行使」と同じ意味です。そして、国連憲章では、「自衛権の行使」というと、当然、「集団的自衛権の行使」も含まれるのです（憲章51条は「この憲章のいかなる規定も…個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」と規定しており、単に自衛権という、個別的自衛権と集団的自衛権の両方が含まれます）。

9条2項があるのに、どうしてそんな解釈ができるのか？ 今回の案では、「前条の規定（※9条1項・2項）は…自衛の措置をとることを妨げ」ないとされているからです。その場合、9条2項は「（国連憲章に違反する）侵略戦争をする戦力を持たない」ことを定めた規定だ（！）と読むこととなります（そういう読み方をする人達は70年前からいました）。他方、どんな国であろうと国連憲章は守らなければなりません。ですから、法律家の目から見ると、今回の案は、9条2項を削除して「国防軍」を創設する案と中身は一緒なのです。

「自衛隊ならいいでしょ？」という皆様へ。このゴマカシに引っかからないように、気をつけてください。それで、未来が変わります。